

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写 したものの交付(二に掲げ る方法に該当するものを除 く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円, A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラ ーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円, A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの交 付	1枚につき120円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものに ついては520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録をフレ キシブルディスクカートリ ッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光デ ィスク(日本工業規格X 0606及びX6281に適合する 直径120ミリメートルの光 ディスクの再生装置で再生 することが可能なものに限 る。)に複写したものの交 付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光デ ィスク(日本工業規格X 6241に適合する直径120 ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィル ム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交 付	用紙1枚につき80円(A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの	1枚につき10円

	閲覧	
	□ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，430円）
4 スライド（9の 項に該当するもの を除く。）	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき390円
	□ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，1,300円）
5 録音テープ（9 の項に該当するもの を除く。）又は 録音ディスク	イ 専用機器により再生した ものの聴取	1巻につき290円
	□ 録音カセットテープに複 写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又 はビデオディスク	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1巻につき290円
	□ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5 の項，6の項又は 8の項に該当する ものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	□ 専用機器により再生した ものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交 付（二に掲げる方法に該 当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力した ものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカ ートリッジに複写したもの の交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規 格X0606及びX6281に適合す る直径120ミリメートルの 光ディスクの再生装置で 再生することが可能なもの に限る。）に複写したもの の交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規 格X6241に適合する直径120 ミリメートルの光ディスク の再生装置で再生すること が可能なものに限る。）に 複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルの オープンリールテープに 複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
リ 幅12.7ミリメートルの	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては	

	磁気テープカートリッジに複写したものの交付	2,500円，国際規格14833，15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円，10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	又 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円，国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129，X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円，1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円，35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円，35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第2条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては，5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項八，若しくは二，2の項八又は7の項八若しくは二の場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を1枚として額を算定する。		